

市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の 設定又は変更に係る同意の基準及び標準処理期間について

(平成 22 年農地振第 508 号県知事通知)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項及び第 250 条の 3 第 1 項の規定により、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号、以下「法」という。）第 8 条第 4 項（第 13 条第 4 項で準用する場合を含む）に定める農用地利用計画に係る協議に対する同意の基準及び標準処理期間を次のとおり定める。

第 1 同意の基準

1 形式的事項

- (1) 法第 8 条第 1 項の規定により、大分県知事が法第 6 条の規定により指定した区域内の農業振興地域（法第 7 条の規定により区域を変更した場合を含む）について定められていること。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号、以下「政令」という。）第 3 条 1 項に定める農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。）に対する意見聴取並びに政令第 3 条第 2 項に定める森林組合に対する意見聴取（いずれも政令第 3 条第 3 項の規定により準用する場合を含む）並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号、以下「省令」という。）第 3 条の 2 第 1 項に定める農業委員会に対する意見聴取（省令第 3 条第 2 項の規定により準用する場合を含む）を行っていること。
- (3) 法第 11 条第 1 項に定める農業振興地域整備計画の案の公告及びおおむね 30 日間の縦覧を行い、法第 11 条第 8 項に定める協議の申出を行うことができる要件を充たしていること。
- (4) 省令第 4 条の規定により、農用地区域に含められる土地と農用地区域に含められない土地との区分が、用途区分ごとに、それぞれ、あきらかとなるよう定められていること。
- (5) 農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更（以下「用途区分変更」という。）の場合、変更する面積の合計が 1 ha を超える計画であること（農振法第 13 条第 4 項、同法施行令第 10 条第 1 項第 4 号）

2 実質的事項

- (1) 法第 1 条に定める目的及び法第 2 条に定める農業振興地域の整備の原則に適合していること。
- (2) 法第 10 条第 1 項の規定により、法第 4 条に定める大分県知事が定めた農業振興地域整備基本方針に適合していること。
- (3) 法第 8 条第 2 項に定める農用地区域に設定する土地（法第 13 条第 1 項により変更する場合を含む）が法第 10 条第 3 項各号に掲げる要件に適合し、かつ

その用途区分がそれぞれ法第 3 条第 1 項各号（第 4 号に定める農業用施設については省令第 1 条の各号に定めるとおり）に定めるとおり設定されていること。

- (4) 法第 13 条第 1 項に定める農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために農用地区域の変更を行う場合には、法 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてに適合し、かつ農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に規定する農地転用許可基準に適合すると認められること。
- (5) 法第 10 条第 1 項の規定により、法第 4 条第 3 項に定める国の計画及び都市計画との調和が保たれていること並びに法第 10 条第 2 項により当該市町村の建設に関する基本構想に即したものであること。
- (6) 用途区分変更の場合、その対象とするすべての土地を、区分された用途に供する計画であること。

第 2 標準処理期間

協議書類の追加、修正等に要する期間を除き、標準処理期間は次に掲げるとおりとする。

1 事前協議

- (1) 基礎調査等による全体的な見直しに係る協議の場合 60 日間
- (2) (1) 以外の協議の場合 20 日間

2 事前協議を行った場合の法定協議

- (1) 基礎調査等による全体的な見直しに係る協議の場合 20 日間
- (2) (1) 以外の協議の場合 10 日間

3 事前協議を行わなかった場合の法定協議

- (1) 基礎調査等による全体的な見直しに係る協議の場合 60 日間
- (2) (1) 以外の協議の場合 20 日間

第 3 その他

この通知は、平成 30 年 6 月 4 日以後に協議を受けたものについて、適用する。

【参考】

市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画
に対する同意に係る標準処理期間

1 事前協議

項 目	振興局	本庁	計
(1)基礎調査等による全体見直し	30	30	60
(2)3,000㎡以上の随時見直し	15	5	20
(3)3,000㎡未満の随時見直し	20		20

2 事前協議済み案件の法定協議

項 目	振興局	本庁	計
(1)基礎調査等による全体見直し	20		20
(2)3,000㎡以上の随時見直し	10		10
(3)3,000㎡未満の随時見直し	10		10

3 事前協議を行わない場合の法定協議

項 目	振興局	本庁	計
(1)基礎調査等による全体見直し	30	30	60
(2)3,000㎡以上の随時見直し	15	5	20
(3)3,000㎡未満の随時見直し	20		20

※ただし、上記の期間には書類の修正や差し替え等の期間は含まない。